

■高齢者ふれあい・いきいきサロンとは？  
 (目的)  
 地域の高齢者の自主的な活動によって、お互いの安否を確認するとともに、相互の元気づけ・仲間づくりを目的とする。  
 (内容)  
 レクリエーション・健康体操・食事会・出前講座・研修旅行等。※各サロンで考えて様々な活動を自主的にされています。

「みんなで語ろう会」では、サロン時に行う買い物支援として、参加者が希望する品物をひらかわ屋から公民館に配達してもらう取り組みをされています。



令和6年2月14日、令和5年度高齢者ふれあい・いきいきサロン代表者連絡会を開催しました。  
 来年度に向けた事務連絡を含め、大薄上サロン(平川)「みんなで語ろう会」の活動紹介を行いました。

令和5年度  
 高齢者ふれあい・いきいきサロン  
 代表者連絡会



令和6年3月6日、令和5年度ボランティア連絡会を開催しました。  
 ボランティア登録やボランティア保険等について説明を行った後、団体ボランティア「ビューティフルフラ・ティアレ」の方々にフラダンスを披露していただきました。  
 参加者の皆さんからも拍手喝采で、とても和やかな気持ちにさせていただきました。

令和5年度  
 ボランティア連絡会

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

# ボランティア活動保険

商品パンフレットは  
 コチラから  
 (ふくしの保険ホームページ)

新型コロナウイルス感染症の感染状況上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料 (1名あたり)  
 団体割引 20%適用済 / 過去の補償率による割増適用

保険金の補償	プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術 入院中の手術	65,000円	
	保険金 外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円	
賠償責任の補償	特定感染症	補償開始日から補償 <sup>(*)</sup>	
	地震・噴火・津波による死傷	×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

※特定感染症についても10日間の免責期間がなく、補償開始日から補償対象となります。  
 なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

＜重要＞

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 送迎サービス補償 福祉サービス総合補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
 (引受親) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 TEL: 03 (3349) 5137  
 受付時間: 平日の9:00～17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)  
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一任して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス  
 〒100-0013 東京都千代田区麹町3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03 (3581) 4667  
 受付時間: 平日の9:30～17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)